

「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想、幸区構想及び中原区構想」の改定素案に関する 意見募集（パブリックコメント手続）の実施結果について

1 概要

都市計画マスタープランは、長期的な視点に立った都市の将来像を市民と共有し、計画的なまちづくりを進めるにあたっての指針となるもので、都市計画決定・変更や市民との協働のまちづくりを行う際などに活用されています。

「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想、幸区構想及び中原区構想」は、平成19年3月の策定から初めての改定にあたり、上位計画や関連計画をはじめ、都市づくりを取り巻く環境の変化とともに、市民参加により開催したワークショップの御意見等を踏まえながら、改定素案の策定作業を進めてきました。

このたび、「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想、幸区構想及び中原区構想」の改定素案について、広く市民の皆様からの御意見を募集し、その結果、6通48件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想、幸区構想及び中原区構想の改定素案
意見の募集期間	令和2年11月25日（水）～令和3年1月12日（火）
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市政だより（12月1日号掲載） ・ 市ホームページ ・ 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、大師支所、田島支所、日吉出張所、教育文化会館、幸市民館、中原市民館、川崎図書館（大師分館、田島分館含む）、幸図書館（日吉分館含む）、中原図書館、まちづくり局計画部都市計画課） ・ 説明会の開催（計3回：川崎区役所、幸区役所、中原区役所）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市ホームページ ・ 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー）、大師支所、田島支所、日吉出張所、教育文化会館、幸市民館、中原市民館、川崎図書館（大師分館、田島分館含む）、幸図書館（日吉分館含む）、中原図書館、まちづくり局計画部都市計画課）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		6通（48件）
内訳	電子メール	3通（27件）
	ファックス	2通（14件）
	郵送	0通（ 件）
	持参	1通（ 7件）

4 御意見の内容と対応

意見募集の結果、交通網の整備、緑の保全、良好な景観の形成、防災対策の推進などに関する御意見が寄せられました。

いただいた御意見は、その趣旨が素案に沿ったもののほか、素案に対する御要望、御提案などがあったため、御意見の趣旨を踏まえ、一部内容を反映し、「改定案」をとりまとめました。

今後、「改定案」について、都市計画法上の手続きに準じて縦覧による意見募集を行い、その結果を都市計画審議会に諮問・答申の上、川崎区構想、幸区構想及び中原区構想の改定を行います。

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
1 川崎区構想に関する事 (11件)		1		10		11
2 幸区構想に関する事 (18件)		2		16		18
3 中原区構想に関する事 (7件)	1	1		5		7
4 各区の構想に関する事 (7件)	1	2	1	3		7
5 その他 (5件)					5	5
合計	2	6	1	34	5	48

【具体的な御意見の内容と市の考え方】

- 1 川崎区構想に関する事 . . . 5ページ
- 2 幸区構想に関する事 . . . 10ページ
- 3 中原区構想に関する事 . . . 16ページ
- 4 各区の構想に関する事 . . . 19ページ
- 5 その他 . . . 21ページ

1 川崎区構想に関すること

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	<p>鉄道各駅を身近な生活圏のまちづくりの拠点とする計画とすると、区中央部が計画から抜けてしまうため、「臨海部の交通機能強化に向けた実施方針（案）」に示されている「臨海部中央軸」のような場所にバスに替わる市電やトラム、モノレールといった新たな鉄道路線を設置すべき。</p>	<p>めざす都市構造のうち、改定素案第3部 III 2（7）における「コンパクトで効率的なまち」については、「駅周辺における必要な都市機能の集約や、駅から離れた住宅地における地域交流の場の形成や生活支援関連サービス機能の維持・向上と併せて、両者間における公共交通によるアクセス環境が整えられた、効率的で持続可能なまち」を意味しており、駅から離れた地域も含めたまちづくりの方向性を示しているものです。</p> <p>また、「臨海部中央軸」については、「臨海部の交通機能強化に向けた実施方針」において、路線バスの機能強化を目的として、既存都市基盤の活用が可能なBRTの導入を位置付けており、「コンパクトで効率的なまち」の実現に向け、引き続き、公共交通によるアクセス環境の向上をめざしてまいります。</p>	D
2	<p>鉄道駅の近くに居住する人は、利便性を求めている場合が多く、長期間住み続けるのか疑問であるため、郷土愛や故郷と呼べる意識を育むようなまちづくりの方針とするべき。</p>	<p>愛着をもっていただけるようなまちづくりについては、改定素案第4部 I 4（6）①において、「誰もが暮らし続けることができるまちの形成を図るため、川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムを支える新しい住まい方や住まいづくりをめざす」方針などを示すとともに、第4部III 5において、「川崎区の個性と魅力を活かした景観の形成をめざす」方針を示しており、引き続き、長く居住して愛着をもっていただけるようなまちづくりをめざしてまいります。</p>	D
3	<p>川崎アプローチ線を早期に実現してほしい。</p>	<p>川崎アプローチ線については、改定素案第4部 II 1（2）③において、「臨海部の基幹的交通軸の強化を図り、東海道貨物支線貨客併用化や川崎アプローチ線の新設などの検討を進める」方針を示しており、引き続き、公共交通網の整備について検討してまいります。</p>	D

4	<p>川崎縦貫道路（高速川崎縦貫線）について、Ⅰ期事業の高速部の未整備区間の整備とともに、Ⅱ期計画のうち、川崎駅周辺の渋滞解消や交通円滑化の効果が高い国道15号から国道1号までの区間を先行し、早期に同時整備してほしい。</p>	<p>川崎縦貫道路Ⅰ期事業の高速部については、改定素案第4部Ⅱ1(3)②において、「川崎縦貫道路Ⅰ期事業の高速部の整備に向けた取組を推進する」方針を示しております。また、本市も参画する「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」においては、Ⅰ期事業の高速部の未整備区間も含め、Ⅱ期計画と東京外かく環状道路との一本化を含めた幅広い検討を進めており、引き続き、国や関係自治体と協議調整を進めてまいります。</p>	D
5	<p>殿町国際戦略拠点キングスカイフロントへの大師線の延伸構想を、神奈川臨海鉄道軌道を利用するなどの方法も含めて検討してほしい。</p>	<p>殿町国際戦略拠点キングスカイフロントへのアクセスについては、「臨海部の交通機能強化に向けた実施方針」において、大師橋駅からの端末交通の活用や、浜川崎駅から池上塩浜、キングスカイフロントを經由し羽田空港方面に至る臨海部横断軸（東海道貨物支線貨客併用化またはBRT）を位置付けており、段階的な整備推進を図り、臨海部交通機能の強化を進めてまいります。</p>	D
6	<p>現在でも、川崎区の都市環境上の最大の課題は公害問題の解決であり、特に温室効果ガスの大量排出が課題であることから、大企業に対する厳しい規制とともに、化石燃料使用から自然再生エネルギー使用への早期の転換が求められている。</p>	<p>地球環境への配慮については、改定素案第4部Ⅲ「現状・課題」①において、地球環境への負荷の低減が課題であることを示した上で、第4部Ⅲ1(1)①において、「脱炭素社会の構築による地球環境の保全に向け、市民・事業者・行政などの多様な主体との協働による地球温暖化対策を推進する」など方針を示しており、また、令和2年11月に策定した脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けたまちづくりをめざしてまいります。</p>	D

7	<p>めざす都市像の基本的な考え方では、「自然を育む」とあるが、多摩川や東京湾のみでなく、区内陸部の「自然を育む」ことが求められている。具体的には、大規模な自然公園の整備や、かつての二ヶ領用水の再生などをしてほしい。</p>	<p>公園の整備などについては、改定素案第4部Ⅲ3(1)①に総合公園である富士見公園について、②にその他の公園についての整備・活用に関する方針を示すとともに、第4部Ⅲ3(2)において、川崎駅周辺地区や臨海部、公共空間や民有地の緑化を推進する方針を示しております。</p> <p>これらの方針を踏まえ、引き続き、緑豊かなまちをめざしてまいります。</p> <p>なお、二ヶ領用水の再生については、現時点において、川崎区内における具体的な取組はございませんが、改定素案第4部Ⅲ2(3)において示すように、大規模公園などを事業所の緑、住宅地の緑、街路樹、河川・水路などでつなぐことにより、「緑と水のネットワーク」の形成をめざしてまいります。</p>	D
8	<p><u>川崎区は、他都市と比べて治安が特段に悪いわけではないにもかかわらず、治安が悪いというイメージが定着しているため、まちづくりの方針として治安が悪いというイメージの改善を重点テーマとして、取組を推進すべき。</u>また、川崎駅周辺の繁華街における治安向上に向けた取組を行ってほしい。</p>	<p>川崎区のイメージの改善については、改定素案第4部Ⅲ5(1)及び(2)において、「<u>川崎駅周辺地区や臨空・臨海都市拠点、川崎区の都市イメージをつくる顔として、個性と魅力ある表情豊かな景観づくりをめざす</u>」方針を示しており、引き続き、イメージの改善に寄与するような景観づくりをめざしてまいります。</p> <p>なお、<u>川崎駅周辺の繁華街における治安対策については、防犯カメラの設置支援や街路灯のLED化、川崎駅周辺における「路上喫煙防止重点区域」や「客引き行為等防止重点区域」の指定・拡大などを実施しており、引き続き、安全に安心して歩けるまちづくりに努めてまいります。</u></p>	D

9	<p>改定素案28ページの川崎区に対する市民の現状評価で「古い・しゃれていない」ということが問題点としてあげられているので、良好なイメージ構築をまちづくりのポイントにしてほしい。</p>	<p>川崎区の個性と魅力を活かしたまちづくりについては、改定素案第4部Ⅲ「現状・課題」⑤において、川崎駅周辺地区において風格と魅力ある空間づくりなどが課題であることを示した上で、第4部Ⅲ5(2)において、「川崎駅周辺地区や臨空・臨海都市拠点は、川崎区の都市イメージをつくる顔として、個性と魅力ある表情豊かな景観づくりをめざす」方針を示すとともに、第4部Ⅲ5(3)②において、「旧東海道や川崎大師などの歴史的特性を活かした街なみ景観や、身近な商業地における親しみやすく賑わいのある景観づくりをめざす」方針を示しております。</p> <p>これらの方針を踏まえ、引き続き、都市のイメージの向上に努めてまいります。</p>	B
10	<p>川崎大師駅周辺について、土地利用の基本方針に、門前町としての歴史性を活かした機能の集積のみでなく、景観づくりも追記してほしい。その上で、街なみ景観に関する内容についても、川崎大師参拝路の道路意匠や、京浜急行大師線連続立体交差化に伴いリニューアルが予想される駅舎の外観を、門前町としての歴史性を活かしたものへの改修を推進・促進することを記載してほしい。</p>	<p>景観づくりについては、主に改定素案第4部Ⅲにおいて方針を示しております。</p> <p>川崎大師駅周辺の景観づくりについては、同地区が「川崎大師表参道・仲見世都市景観形成地区」であることから、改定素案第4部Ⅲ5(3)②において、「大師地区では、歴史的な資産を活かした賑わいと交流が生まれる街なみ景観を形づくるために、住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援する」方針を示しており、都市景観形成地区の景観形成基準の一部として住民が主体となった道路デザインのルールづくりの支援や、駅舎デザインについての鉄道事業者との協議など、地域の住民や事業者と協働しながら、地域特性を活かした景観づくりをめざしてまいります。</p>	D

11	<p>コンビナート地帯では、工場・事業所等の施設の老朽化や、地震や津波、航空機からの落下物等による事故が発生する危険性があるため、企業の対策強化や、延焼遮断帯及びこれに準じた構造物を設置すべき。</p>	<p>石油コンビナートにおける災害対策については、改定素案第4部 IV 1 (2)において、「大規模石油タンクの耐震性能強化などを促進する」方針や、第4部 IV 1 (3) ③において、「高潮等の浸水被害から後背地を防護するため、海岸保全施設の適切な維持管理及び改良を推進する」方針を示しております。</p> <p>また、延焼遮断機能については、第4部 IV 1 (1) ①②において、防火地域の拡大やオープンスペースの確保に向けた方針を示しております。こうした方針に基づき、引き続き、事業所・国・県などと連携し、臨海部の防災・減災に向けた取組に努めてまいります。</p>	D
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

2 幸区構想に関すること

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	<p>幸区・区民提案のめざす都市像「水と緑と創造のまち生き活き・さいわい」の実現に向けて、この都市像の考え方を市民・区民に周知浸透させ、日々の暮らしを通じて自分の住むまちの価値や魅力を実感でき次世代の子どもたちにも愛着を育み今後も持続するまちに育ててほしい。</p>	<p>幸区のめざす都市像については、区民提案で掲げられた理念や方向性などを継承し、基本的な考え方を「水と緑の創造のまち生き活き・さいわい」としております。</p> <p>その実現に向けて、市民や区民に、「めざす都市像」を周知・伝承しながら、引き続き魅力あるまちづくりを進めてまいります。</p>	B
2	<p>川崎駅のみならず川崎市全体の魅力やイメージの向上にも大きく貢献し、広域からの集客力も高い「ラゾーナ川崎プラザ」を活かしたまちづくりの記述を追記してほしい。</p>	<p>川崎駅周辺地区については、第4部Ⅰ 1（1）において、「民間活力を活かしながら、高次な都市機能の集積を図る」方針とともに、「周辺の市街地や商店街に残る下町的な特徴を活かしながら今と昔の街なみが調和した親しみを持てる拠点の形成をめざす」方針を示しており、引き続き、地域特性を活かしたまちづくりを進めてまいります。</p> <p>なお、都市計画マスタープランは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、個別の計画は位置づけておりません。</p>	D

<p>3</p>	<p>めざす都市像に記載のある「<u>環境共生のまちづくり</u>」について、次のような仕組みの検討を希望する。</p> <p><u>新川崎・鹿島田駅周辺地区の西側は加瀬山、東側は多摩川河川敷等まとまりある自然環境や景観があり、その中心に二ヶ領用水があり、それらをつなぐ位置に地域密着の駅前商店街があることから、<u>各地域資源</u>で安心して不便なく長時間過ごせる工夫と価値・魅力や機能の向上のためのハード・ソフト面での整備や管理に加え、両駅に駅前広場等の人が集う中心拠点を整備することで、価値や魅力の発信にも活用し、さらに駅前商店街と連携し東西へ人を誘導し移動プロセスも楽しめる仕組みづくりを行う等で地区全体が面的につながり一体感あるまちとなるよう育てていただきたい。</u></p> <p>それにより、住民や働く人々が主体的にまちに興味関心および関わることとなり、コミュニティづくりにつなげられると考える。</p>	<p>都市計画マスタープランは、将来の都市像を展望し、第4部に、Ⅰ土地利用、Ⅱ交通体系、Ⅲ都市環境、Ⅳ都市防災の4つの分野に整理して、土地利用や都市施設整備、市街地整備などの方針をまとめております。</p> <p><u>新川崎・鹿島田駅周辺のまちづくりについて、自然環境などの地域資源を活かしたまちづくりについては、改定素案第4部Ⅲ5(2)及び(3)において、自然環境を活かしたまちづくりをめざす方針を示しており、駅前広場などの整備については、第4部Ⅱ3(1)において、「地域特性に応じた道路や駅前広場の整備の取組を推進」する方針を示しております。</u></p> <p>また、地区の面的なつながりについては、第4部Ⅰ1(2)において、「歩行者・自転車が安全で円滑に移動できる交通環境の形成を進める」方針を示すとともに、第4部1(3)において、「周辺の街なみなどと調和に配慮した街なみ景観の形成などの活動を支援し、地域に根ざした生活拠点の形成をめざす」方針を示しております。</p> <p>さらに、コミュニティづくりについては、第4部Ⅰ3(5)③において「地域交流の場の形成による生活圏のコミュニティの拠点づくり」に関する方針を示しております。</p> <p>引き続き、第3部Ⅰ2「都市づくりの基本方針」に示している「環境と共に生きるまちづくり」の実現に向けて、市民との協働により、取組を進めてまいります。</p>	<p>B</p>
<p>4</p>	<p>鹿島田駅周辺地区の再開発事業により、ペDESTリアンデッキが設置されたため、商店街の通行人が2割に減少している。</p>	<p>鹿島田駅周辺については、市街地再開発事業などによる基盤整備により、歩行者の利便性向上を目的に新たな経路が整備されました。</p> <p>合わせて駅周辺の魅力として周辺商店街の賑わいも重要であることから、改定素案第4部Ⅰ1(3)において、「地域住民の活動や交流の場としての商店街の賑わいを活かしながら、住民などによる主体的なまちづくり活動を支援する」方針を示しており、引き続き地域に根ざした生活拠点の形成をめざしてまいります。</p>	<p>D</p>

5	駅前には広場ではなく、商業施設を作ってほしい。	鉄道駅周辺のまちづくりについては、改定素案第4部 I 1及び2において、「駅の特性に応じて賑わいや交流の場、地域コミュニティの形成に資するオープンスペースの確保」のほか、「商業業務施設の立地など、計画的な土地利用誘導に努めること」、また第4部 II 2（1）において、「駅周辺の交通環境の改善と駅へのアクセス向上を図ること」の方針を示しており、引き続き、駅周辺の魅力向上をめざしてまいります。	D
6	鹿島田地域には、いこいの家、公園、住民利用、活動の場所がないため、気軽に寄れるコミュニティの場所が必要である。	地域住民の交流・活動の場については、改定素案第4部 I 3（5）③において、「様々な世代が交流しながら主体的に活動できる地域交流の場の形成を図る」方針を示しており、引き続き、空き地・空き家などの遊休不動産も含めた既存ストックの有効活用を図りながら、地域ニーズに対応した機能の充足をめざしてまいります。	D
7	川崎縦貫道路（高速川崎縦貫線）Ⅱ期計画のうち、国道15号～幸区国道1号までの区間は、川崎駅周辺の渋滞解消と交通円滑化の効果が高く、川崎区構想の「ウォークアブルなまちづくり」の推進に大きくプラスとなるため、Ⅰ期計画の未整備区間（大師ジャンクション～国道15号間）と同時に早期整備を進めてほしい。	川崎縦貫道路（高速川崎縦貫線）Ⅱ期計画については、改定素案第4部 II 1（3）②において、「将来の高速道路ネットワーク形成の動向を見定めながら、東京外かく環状道路の東名高速道路以南との調整を含めて幅広く検討する」方針を示しております。また、本市も参画する「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」においては、Ⅰ期事業の高速部の未整備区間も含め、Ⅱ期計画と東京外かく環状道路との一本化を含めた幅広い検討を進めており、引き続き国や関係自治体と協議調整を進めてまいります。	D
8	開かずの踏切は平間駅下り線にスマート出入口を設けて、人の流れを分散するようにしてほしい。鹿島田駅は、三井ツインタワーの会社にペDESTリアンデッキ利用の協力を提案してほしい。	踏切対策については、改定素案第4部 II 2（1）において、「駅の交通結節機能の強化に向けて、駅前空間の整備などを図る」方針を示すとともに、「鉄道事業者と連携し、踏切の改善を図る」方針を示しており、既存施設の有効活用も含め、関係者と連携しながら、踏切の改善を図ってまいります。	D

9	<p>立体交差事業区間のうち尻手駅～矢向駅間は横浜市に位置するものの、川崎市にとって交通ネットワーク形成において重要であり、早期の実現が望まれるが、横浜市の財政負担等を考慮すると早期実施が困難と考えられる。そのため、高架化後の矢向駅では駅長室や改札を川崎市に位置するファミリーマート矢向駅西店付近に設置し、高架化後の矢向駅の住所が川崎市となる計画として、立体交差事業費用の地方公共団体負担の川崎市の負担割合を横浜市より多くすることで調整することにより、南武線立体交差化の早期実現と川崎市の都市機能の強化を図ってほしい。</p>	<p>J R南武線立体交差化については、改定素案第4部 II 2 (1)において、「鉄道事業者と連携し、立体交差化などによる踏切の改善を図る」方針を示しております。なお、新型コロナウイルス感染症の影響など今後の社会経済動向を踏まえながら、効果的な取組となるように検討を進めてまいります。</p> <p>都市機能の強化については、第4部 I 2 (1)において、「尻手駅、矢向駅周辺では、周辺のアkses向上とともに、環境整備の促進」や、「隣接する横浜市との連携を図りながら交通環境の改善をめざす」方針を示しており、身近な駅周辺の生活利便性の向上を図ってまいります。</p>	D
10	<p>J R南武線立体交差化を早期に実現してほしい。</p>		
11	<p>コロナ禍で社会の働き方等がかわり、鉄道乗車率が下がると考えられるため、南武線高架事業は諦め、踏切に向かう周辺道路に迂回誘導する装置を設置してはどうか。10年以内に自動運転バス、空飛ぶタクシー等が出来るのではないかと。</p>	<p>踏切対策については、改定素案第4部 II 2 (1)において、「鉄道事業者と連携し、立体交差化などによる踏切の改善を図る」方針を示しており、関係者と連携しながら、踏切の改善を図るとともに、駅周辺の交通環境の改善と駅アクセスの向上を図ってまいります。</p>	D
12	<p>駅前駐輪場は地下化し、防災に強い広い道路にしてほしい。</p>	<p>駅前駐輪場対策については、第4部 II 2 (2) ②において、「地域の特性に応じた自転車利用環境の整備」をめざす方針を示しております。また防災に強い道路については、第4部 IV 2 (1) ①において、「道路施設などの耐震化を促進する」方針を示しており、引き続き自転車利用環境と防災性の高い交通環境の整備を進めてまいります。</p>	D
13	<p>長期的に持続可能なまちであり続けるためには鉄道不便地域の解消が効果的であることから、川崎駅から幸区役所周辺、鹿島田・新川崎駅周辺、北加瀬交差点周辺を經由して日吉駅まで至り、日吉駅で横浜市営地下鉄グリーンラインに乗り入れる鉄道路線計画の構想を検討してほしい。</p>	<p>公共交通網の整備については、改定素案第4部 II 3 (1) 及び (2) において、「路線バスを基本とした駅へのアクセス向上」や「路線バスの速達性・定時性の向上」をめざす方針などを示しており、御意見にある鉄道路線の構想はございません。</p> <p>引き続き、効率的かつ効果的な路線バスネットワークの形成や、路線バスの速達性・定時性の向上などの取組を進め、鉄道駅へのアクセス向上を図ってまいります。</p>	D

14	地域の学校屋上を緑化し、農作物を作るようにしてほしい。防災時に野菜を活用したり、校舎の温度を下げるができる。	市街地の緑化については、改定素案第4部 III 3 (3)において、「公共公益施設の緑化に努める」方針を示しており、引き続き市民や事業者との協働により、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。 なお、学校屋上については、これまで、学校新設などの機会を捉え、緑化を進めており、引き続き、こうした取組を推進してまいります。	D
15	河原町団地の再生整備を幸町周辺地区の不燃化重点対策の防災再開発と連動した取組として進め、河原町団地の立地ポテンシャルを最大限に高めて幸町周辺地区での災害に強いまちづくりも実現される基盤整備として、川崎駅西口地区から幸町を貫いて河原町団地に至る避難路ともなる道路を構築する計画を推進してほしい。	幸町地区については、改定素案第4部 I 3 (1)③において「密集市街地の改善」についての方針を示しております。震災発生時に建築物の倒壊や火災の延焼が特に懸念されることから、重点的な対策を要する不燃化重点対策地区として指定しており、建築物の不燃化・共同化などによる防災性の向上の取組を進めてまいります。 また、河原町住宅については将来的に建替事業などの実施に合わせ、近接する不燃化重点対策地区の周辺環境に配慮した検討を行い、事業を進めてまいります。	D
16	災害への対応について、共助を進めているが個人情報保護法により、隣人の安否確認もままならない状況であり、町会、自治会が苦慮している。	災害への対応の共助の取組については、第4部 IV 4 (1)において、「災害時の協力体制を整えるとともに、地域でお互いに助け合う仕組みづくりに取り組む」方針を示しており、引き続き、自助・共助の促進に向けた取組を進めてまいります。	D
17	尻手駅は「南部市場（川崎幸市場）」を活かした視点、矢向駅は評価の高い温泉施設である「志楽の湯」を活かした視点でのまちづくりを、尻手・矢向駅ゾーンのみちづくりの方針に追加してほしい。	改定素案第5部では、お住まいの地域のまちづくりなどを身近に感じていただくため、鉄道駅を中心とした身近な生活圏ごとに、第4部までに記載したまちの特徴やまちづくりの方針を整理しております。 尻手駅・矢向駅周辺のまちづくりについては、第4部 I 2 (1)において、さまざまな機会を捉えて「地域資源の活用による魅力向上などを図る」方針を示しており、引き続き、地域特性を活かしながら、まちの魅力向上に努めてまいります。	D

18	多摩川のサイクリングコースの拡充と有料B BQ広場を設置してほしい。	多摩川河川敷の施設については、改定素案第 4部Ⅲ 4(2)において、「利用環境向上やマ ナーアップに向けた取組を推進する」方針を 示しており、引き続き、快適な河川空間の創出 や、運動施設の充実、利便性の向上を図ってま いります。	D
----	---------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

3 中原区構想に関すること

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	<p>都市計画道路について、「選択と集中」による効率的・効果的な整備を進める」とのことだが、都市計画道路の完成が、一部の用地取得が進まないために遅延することは、本来早期に得られるべき整備効果の利益の逸失や、行政の対応長期化等を招き、非効率的だ。</p> <p>たとえば丸子中山茅ヶ崎線小杉御殿工区は、多くの用地が取得済だが、当該工区が未完成なことにより、既存道路は狭い道に多くの通過交通や路線バスがひしめく中、歩行者や自転車の往来もあり、大変危険だ。</p> <p>都市計画道路を早期に完成させることは、魅力的なまちづくりを実現する上では不可避であり、土地の強制収用の実績をつくるのが、今後の都市計画道路の用地取得協議を円滑に進めるためにも効果的なので、直ちに行政代執行の実施をお願いする。</p>	<p>幹線道路の整備については、効率的・効果的な道路整備を推進していくため、平成28年度からの10年間を計画期間とした「第2次道路整備プログラム」を定め、客観的指標などを用いて整備効果の高い箇所を選定し取組を進めております。</p> <p>これを踏まえ、改定素案第4部 II 1(3)②において、「道路整備プログラムに基づく重点的な取組により、効率的・効果的な幹線道路の整備を進める」方針を示しております。</p> <p>丸子中山茅ヶ崎線の小杉御殿工区については、第2次道路整備プログラムにおいても土地収用制度等活用路線として位置づけており、引き続き、早期の完了に向けた取組を推進してまいります。</p>	D
2	<p>中原街道小杉十字路より東では、道路整備の取組が進んでいないと見える。</p> <p>整備に時間が掛かるのは費用的にみても大変非効率的であり、防災性、安全性向上のためにも早期に取組を推進していただきたい。</p>		

3	<p>一般国道409号小杉御殿町工区の事業を早期に完成させて街路樹などによる緑化を行うことで、魅力的な公園に再編整備される等々力緑地に武蔵小杉駅から向かう市内外からの来訪者を魅了し、都市イメージ向上にも資する快適で風格のある街なみ景観の創出をめざしてほしい。</p>	<p>幹線道路の整備については、効率的・効果的な道路整備を推進していくため、平成28年度からの10年間の計画期間とした「第2次道路整備プログラム」を定め、客観的指標などを用いて整備効果の高い箇所を選定し取組を進めております。</p> <p>これを踏まえ、改定素案第4部Ⅱ1(3)②において、「道路整備プログラムに基づく重点的な取組により、効率的・効果的な幹線道路の整備を進める」方針を示しております。</p> <p>国道409号小杉御殿町工区については、第2次道路整備プログラムにおいて整備推進路線として位置づけており、引き続き、早期の完成に向けた取組を推進してまいります。</p> <p>また、当該区間については、緑化推進重点地区に該当しており、改定素案第4部Ⅲ3(3)①及び5(1)において、「幹線道路沿道を含む公共空間等の緑化を進める」などの方針を示しており、引き続き、良好な街なみ景観づくりを進めてまいります。</p>	D
4	<p>川崎縦貫道路（高速川崎縦貫線）Ⅱ期計画（国道15号～東名高速道路間）について、広域拠点である小杉駅周辺地区の近辺にインターチェンジを設置すべく、候補地を調整してほしい。</p>	<p>川崎縦貫道路（高速川崎縦貫線）Ⅱ期計画については、改定素案第4部Ⅱ1(3)②において、「将来の高速道路ネットワーク形成の動向を見定めながら、東京外かく環状道路の東名高速道路以南との調整を含めて幅広く検討する」方針を示しております。</p> <p>また、本市も参画する「東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会」においては、Ⅰ期事業の高速部の未整備区間も含め、Ⅱ期計画と東京外かく環状道路との一本化を含めた幅広い検討を進めており、引き続き、国や関係自治体と協議調整を進めてまいります。</p>	D

5	<p>改定素案第4部Ⅱの<現状・課題>に書かれているとおり、鉄道駅の徒歩圏に含まれない地域では、バスによる対応が図られているものの、これからの高齢社会に対応した、より安全、安心、便利、快適な公共交通網の整備が求められていることから、武蔵小杉駅から等々力緑地付近、千年交差点付近、野川交差点付近、宮前休日急患診療所付近を經由して鷺沼駅までを結ぶ新規鉄道路線の将来構想を新規に検討願います。</p>	<p>公共交通網の整備については、改定素案第4部Ⅱ3(1)及び(2)において、「路線バスを基本とした駅へのアクセス向上」や「路線バスの速達性・定時性の向上」をめざす方針などを示しており、御意見にある鉄道路線の構想はございません。</p> <p>引き続き、効率的かつ効果的な路線バスネットワークの形成や、路線バスの速達性・定時性の向上などの取組を進め、鉄道駅へのアクセス向上を図ってまいります。</p>	D
6	<p>路線バスを基本とした駅へのアクセス向上に関して、公共交通機関の利便性の低下により、高齢者が自家用車に依存し、交通事故が増えていると感じる。</p> <p>交通安全対策の観点からも、公共交通機関の利便性向上の取組を推進してほしい。</p>	<p>公共交通機関の利便性向上による、自家用車への過度な依存の解消については、重要な視点であり、改定素案第4部Ⅱ3(1)においても、同様の方針を示しております。</p> <p>また、本市の公共交通機関の利用割合について、第6回東京都市圏パーソントリップ調査(平成30(2018)年)の結果では、他都市と比べて高く、かつ上昇傾向にあるため、引き続き、公共交通機関の利便性向上に取り組んでまいります。</p>	B
7	<p><u>小杉駅周辺地区は「緑化推進重点地区」及び「景観計画特定地区」であることから、水と緑のネットワークの形成に関する記述については、小杉駅周辺地区についての記載も必要と思われるため、次のとおり修正していただきたい。</u></p> <p>「・「緑化推進重点地区」および「景観計画特定地区」である小杉駅周辺地区と等々力緑地や多摩川崖線の斜面緑地、多摩川、街なかの生産緑地、屋敷林や社寺林、事業所の緑、住宅地の緑を緑道や街路樹、河川・水路などでつなぐことにより、「水と緑のネットワーク」の形成をめざします。」</p>	<p><u>小杉駅周辺地区をはじめとした、本市の主要ターミナル駅などの拠点については、「川崎市緑の基本計画」において「緑の都市拠点」に位置付けるとともに、各拠点を中心とした地域について「緑化推進重点地区」を指定しており、緑の充実に努めております。</u></p> <p><u>「緑の都市拠点」については、「水と緑のネットワーク」の充実に必要な要素のひとつであることから、改定素案第4部Ⅲ2(4)における、「水と緑のネットワーク」に関する記載について、「拠点駅周辺の街なかの緑や」を追記いたします。</u></p>	A

4 各区の構想に関すること

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	<p>少子高齢化の進展による長期的な人口動態の変化や、災害対策、環境問題、産業構造の変化など、都市計画を取り巻く環境が変化してきたことを踏まえた改定に、賛同する。</p>	<p>引き続き、社会状況等の変化を踏まえ、改定を進めるとともに、計画的なまちづくりを推進してまいります。</p>	B
2	<p>共同住宅化等により防災性の高いまちを形成する際には、コロナ禍の新しい生活様式も踏まえ、エネルギーや食糧等が確保された耐震性の高い共同住宅に改善されることが望ましい。</p> <p>その方法のひとつとして、非常時の災害対応、常時の省エネ対策とした家庭用燃料電池の導入を推薦する。</p> <p>災害時の避難所の逼迫が行政で問題になりつつある中で、高層マンションでは、建物は堅牢でも専有部のエネルギーが途絶すれば、結果として避難所に避難することになるが、まちづくりにおいて、マンション専有部への家庭用燃料電池の導入を推進することで、専有部の最低限の電源を確保し、災害時にマンション内に留まることが可能となる。</p> <p>また、家庭用燃料電池は省エネにも寄与する。</p>	<p>共同住宅等における省エネ対策については、改定素案第4部 III 1 (1) ②において、「建築物環境配慮制度や太陽光発電設備設置などの導入支援などにより、省エネルギー型設備の導入や風や光などの自然エネルギーの利用など、環境に配慮した建築物の整備を促進する」方針を示しております。</p> <p>なお、家庭用燃料電池の導入については、脱炭素社会の推進及び住宅における防災対策などの観点から、共同住宅の専有部を含む、個人住宅向けの補助制度を設けております。今後も、時流に合わせた補助メニューを検討し、住宅の創・省・蓄エネ化に努めてまいります。</p>	D
3	<p>高齢者がより安心して日常を過ごせるように、「孤立死・孤独死」を可能な限り未然に防ぐことが求められており、住民や事業者により地域での見守り活動を促進する環境の整備が必要と考える。</p> <p>少子高齢化を踏まえたコミュニティづくり・地域交流の場の形成に関する記載について、次のとおり修正することを提案する。</p> <p>「・様々な世代が交流しながら（中略）、住民や事業者による地域の活性化や地域における見守り活動など、まちの課題解決に向けた取組を促進します。」</p>	<p>御意見の改定素案第4部 I においては、高齢者が安心して暮らせるまちづくりとして、「住民や事業者による地域の活性化や、まちの課題解決に向けた取組を促進する方針」を示しており、御意見の趣旨も含めた方針として、整理しております。</p>	D

4	<p>かわさき多摩川ふれあいロードは、川崎区と幸区の間で途切れている区間を整備し、一体化してほしい。</p>	<p>かわさき多摩川ふれあいロードについては、「川崎市自転車活用推進計画」及び「川崎市新多摩川プラン」において、サイクリングコースの連続性を確保するため、幸区戸手地区におけるスーパー堤防事業に合わせた延伸整備を図ることとしており、引き続き、河川管理者である国土交通省と協議・調整を行ってまいります。</p>	C
5	<p>大規模マンション受変電設備の浸水被害による停電の発生を受け、オフィスビル・商業施設も含めた防災力向上の取組が盛り込まれていることに大いに賛同する。</p>	<p>引き続き、災害に強い都市の形成に向けて、大規模な建築物の所有者などへの適切な対策に係る普及啓発に努めてまいります。</p>	B
6	<p>避難所の整備にあたり、コロナ禍におけるスペースの確保と暫定的な電源確保の観点や、夏季における猛暑と冬季における極寒時の避難を想定し、コージェネレーションシステムや停電対応型空調・発電設備（例：ガスヒートポンプ）等の導入を提案する。</p> <p>また、区内の他の公共施設においても同様の取組を普及させることを提案する。</p>	<p>避難所については、施設の災害時の役割や実情に応じて、電源も含めた機能の維持を図ってまいります。</p> <p>また、公共施設においては、各区の改定素案第4部 III 1（1）②において「公共施設等への太陽光発電システムやコージェネレーションシステムなどの導入に努める」、及び、第4部 IV 2（2）において「防災拠点となる公共施設などにおいて、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの導入を推進する」方針を示しており、環境配慮に努めるとともに、災害時における行政機能の維持を図ってまいります。</p>	D
7	<p><u>避難所の整備に関する記載について、災害時においても避難所機能を確保する観点から、次のとおり修正することを提案する。</u></p> <p>「・地域防災拠点及び市立小学校等の避難所について、（中略）施設の更新等にあわせて、避難者の居住空間として<u>避難者が安心して避難でき、健康や生命を維持できるよう</u>全般的な改善、さらには災害時要援護者に配慮した運営体制の構築やバリアフリー対策に努めます。」</p>	<p><u>災害時に安心して避難できる体制の構築や、避難者の健康や生命を守るための避難所の整備は重要であることから、各区の改定素案第4部 IV 3（1）②における、避難所の整備に関する記載について、「避難者が安心して健康などを維持できるよう」を追記いたします。</u></p>	A

5 その他

No.	意見（要旨）	市の考え方	区分
1	トラックドライバー等からのごみの投棄が臨海部のイメージを毀損しているため、対策をしてほしい。	臨海部におけるごみの投棄については、「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例（ポイ捨て禁止条例）」に基づき、マナー改善などの取組を進める他、トラック協会や道路管理者など様々な部署と連携しながら、引き続き、地域の環境美化の促進を図ってまいります。 また、不法投棄の抑止のための啓発活動や官民合同の一斉清掃活動を定期的実施するとともに、植栽帯の改良や監視カメラの設置など、ごみを捨てにくい環境づくりを通じて、臨海部の環境美化対策を推進してまいります。	E
2	多摩川見晴らし公園と鉄道橋の間の護岸沿いには不法占用の工作物等により、一般市民が快適に利用できる空間を損ねているため、それらを撤去し、環境の回復をしてほしい。	多摩川河川敷の維持・管理については、河川管理者である国土交通省や関係各局との協議・調整により、適切に行われるよう努めてまいります。 なお、河川については、改定素案第4部Ⅲ 4（1）において、「適切な維持管理により治水機能の確保などを図るとともに、自然環境などに配慮した河川づくりをめざす」方針を示しております。	E
3	鹿島田駅を快速と各駅停車の対面乗り換えが可能な島式2面4線のプラットホームを持つ構造に改修してほしい。	都市計画マスタープランは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、個別の計画は位置付けておりません。 なお、現在のところ、鉄道事業者からは、同駅の改修などの計画について伺っておりません。	E

4	<p>プロサッカークラブ「川崎フロンターレ」は、市の重要課題である都市イメージの向上や、市民の川崎市への愛着等の醸成に大きく貢献しており、非常に貴重な地域資源であるとともに、ファン層拡大が市の公益につながる。フロンターレが今後も成長することを市としても後押しし、そのホームスタジアムは、市内外や国内外の人々が交流し、好循環が生み出される拠点として、クラブの成長に応じて役割を果たし続けることが期待される。</p> <p>現在の等々力陸上競技場は、第2期整備による収容人員の増で当面はそうした期待に応えられるとは思いますが、将来を考えると、フロンターレのさらなる成長も見据えて、その際にホームスタジアムがクラブに見合わないことが原因で他都市に移転などという事態にならないように、5～6万人以上の規模のサッカー専用スタジアムの用地をどこにするかを今のうちから想定してまちづくりを進めることを、プランに盛り込んで頂きたい。</p>	<p>都市計画マスタープランは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、個別の計画は位置付けておりません。</p> <p>なお、川崎フロンターレについては、本市のイメージアップや、スポーツを通じた市民のまちへの愛着と誇り、連帯感の醸成に大いに資する、大変重要な地域資源であることから、引き続き、川崎フロンターレと連携し、地域の魅力づくりを推進してまいります。</p>	E
5	<p>避難所の収容人数には限界があり、自助対策が必要であることから、災害時にも自宅での生活が継続できるよう、自助・共助の取組と、災害に強い住宅の整備により、避難所に避難者が集中するのを防ぐことが有効である。</p> <p>例えば集合マンションのレジリエンス機能を強化することで、マンション内に留まることが可能となり、結果として避難所整備の効率化に貢献する。</p> <p>このことから、災害時の自助に関する記載について、次のとおり修正することを提案する。</p> <p>「・災害への対応は公助だけでなく、(中略)災害時における協力体制を整えるとともに、食料や飲料水の備蓄、非常持出品の用意、家具の転倒防止といった家屋の安全対策とエネルギー確保等災害への備えについての周知・啓発を行い、地域でお互いに助け合う仕組みづくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。」</p>	<p>災害への対応における「自助」の取組については、本市では「川崎市地域防災計画」において、食料や飲料水の備蓄、非常持出品の用意、家具の転倒防止、マンション特有のリスクへの備えやブロック塀の点検といった家屋の安全対策、避難場所や避難経路の確認、家族間での緊急時の対応の確認などを位置づけており、命を守るための取組について、広く市民に求めています。</p> <p>この都市計画マスタープランは、将来のまちづくりに関する基本的な方針を示すものであるため、具体的な「自助」の取組は方針として記述しておりませんが、引き続き、周知・啓発に努めてまいります。</p>	E